

(公社) 角田市農業振興公社ホームページリニューアル 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

(公社)角田市農業振興公社ホームページリニューアル業務(以下、「本業務」という。)の委託先を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 本業務の概要

(1) 業務名

(公社)角田市農業振興公社ホームページリニューアル業務

(2) 業務内容

別紙「角田市農業振興公社ホームページ更新業務に係る仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約の日から令和5年2月28日(火)まで

(4) 契約委託金額の参考額

①初期構築費：950,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

②保守・運用費：月額20,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※見積額が参考額を超えた場合でも審査の対象とします。

3. 参加資格

本業務に関する企画提案に参加できる事業は、次に掲げる要件のすべてを満たす事業者とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民治再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者。
- ③ 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定にも続く精算の開始又は破産法(平成16年法律第75条)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者。
- ④ 直近2年度分の国税、都道府県税及び市区町村税を滞納していない者であること。
- ⑤ 暴力団排除条例(平成25年角田市条例第4号)第2条第1項第2号、第3号及び第4号に該当しない者及びそれらの利益となる活動を行う者に該当しないこと。

4. 提出書類

提出書類は、参加表明書、企画提案書、スケジュール表、要件適応表、参考見積書、実

績書企画提案者は、以下の書類等を提出すること。

(1) 参加表明書（様式第1号）

(2) 企画提案書（任意様式）

本業務を委託する場合の（公社）角田市農業振興公社が現在考えている基本的事項は別紙仕様書のとおりであるので参照のうえ提案すること。なお、プロポーザル方式の趣旨から各提案者の企画提案内容、考え方、特徴、創意工夫、技術、ノウハウ等でアピールできる点を積極的に盛り込んだ独自性のある議案を期待するもの。

(3) スケジュール表（任意様式）

契約期間は、業務委託契約締結の日から令和5年2月28日（火）までとし、本業務のおおむねのスケジュールを提出すること。

(4) 要件適応表（様式第3号）

別添の機能要件適応表（様式第3号）に示す機能について、それぞれ対応する記号を記入したうえで提出すること。

| 対応可否 | 記号 | 備考 |
|-----------|----|--|
| 標準仕様で対応可 | ○ | |
| 代替え案にて対応可 | △ | 備考欄に代替え案を記載すること。 有償カスタマイズの場合は、費用を備考欄に記載するとともに、参考見積書にその費用を含めること。 |
| 対応不可 | × | 備考欄に対応できない理由を記載すること。 |

(5) 参考見積書（任意様式）

提案内容に係る見積書を提出すること。

(6) 実績書（任意様式）

これまでの本業務と同様の業務についての受注一覧を提出すること。

「顧客名・ホームページアドレス・市町村名」を必ず記載すること。

提出先：〒981-1505 宮城県角田市角田字大坊 41 （公社）角田市農業振興公社

5. スケジュール

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| (1) 実施要領、仕様書等公表 | 令和4年9月16日(金)～令和4年9月30日(金) |
| (2) 質問受付期間 | 令和4年9月16日(金)～令和4年9月27日(火) |
| (3) 参加表明書等の提出期限 | 令和4年9月30日(金)午後5時まで |
| (4) 書類審査 | 令和4年10月3日(月) |
| (5) ヒヤリング審査 | 令和4年10月4日(火) |
| (6) 委託事業者決定 | 令和4年10月4日(火) |
| (7) 契約協議・契約締結 | 令和4年10月14日(金)まで |

※スケジュールは現時点での予定であり、変更になる場合もある。

6. 質問の受付及び回答

- ① 提出方法：別添の質問書（様式第2号）により、電子メール又はFAXにより提出すること。また、件名を「角田市農業振興公社ホームページ更新業務の質問について【企画提案者名】」とすること。
- ② 提出先：（公社）角田市農業振興公社（kakuda@kakunou.or.jp）、FAX：0224-61-1521
- ③ 回答方法：回答はホームページにて掲載し、質問業者については電子メール又はFAXにて行う。（質問者の情報は非公開）
- ④ 受付期間：令和4年9月16日（金）から令和4年9月27日（火）

7. 参加表明書等の提出

- （1）提出書類は、全てA4版で作成すること。
- （2）提出書類は、参加表明書については1部、その他の書類については各7部提出すること。
- （3）提出期限は、令和4年9月30日（金）午後5時とする。
- （4）提出窓口は、（公社）角田市農業振興公社担当 秋山とし、持参又は郵送（必着）にて提出すること。
- （5）提出された書類等は、返却しない。
- （6）提出先は、〒981-1505 宮城県角田市角田字大坊 41 角田市農業振興公社

8. 審査による選考

次の2段階審査による選考とする。

（1）書類審査

令和4年10月3日（月）に企画提案書等が仕様書内容をみたしているか書類審査を行う。

なお、書類審査の結果については、令和4年10月3日（月）に参加業者へFAXで通知する（ヒヤリング審査の対象となった業者には、時間等詳細をあわせて通知）

（2）ヒヤリング審査

令和4年10月4日（火）に参加業者からのプレゼンテーション及びその後の質疑応答によりヒヤリング審査を行う。

参加業者の持ち時間は1時間以内（準備5分、質疑応答約10分を含む。）とする。

なお、審査の対象とする主な評価項目は次のとおりとする。

- ①コンセプト
- ②デザイン
- ③スケジュール
- ④保守対応
- ⑤登録更新等の操作性

⑥見積金額

⑦その他の提案

※審査結果は審査終了後に通知します。なお、両審査の経過に関する質問には回答しない。

(3) その他

ヒヤリング審査にプロジェクターを使用する場合は、事前に担当へ連絡するものとする。プロジェクター、スクリーン及び電源タップは角田市農業振興公社が準備し、パソコンは参加業者が準備することとする。ただし、企画提案者が一式持参する場合はこの限りではない。

10. 失格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格、または無効とする。

- ①提出した書類に虚偽の内容を記載した場合。
- ②その他著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと理事長が判断したとき。

11. 契約

優先交渉権者との詳細仕様やスケジュール等の契約内容に関する協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。その際、優先交渉権者は改めて見積書を提出するものとする。なお、協議が整わない場合は、契約手続きを取り消す場合もある。

また、当該契約期間内において、翌年度以降、予算の削減又は削除があった場合、発注者は当該契約の変更又は解除を行う事があり得るものとする。

12. その他

- ①提出書類は返却しない。
- ②書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、企画提案者の負担とする。
- ③本プロポーザル実施に関する情報（企画提案者から提出された書類等を含む。）は、公益社団法人角田市農業振興公社情報公開規程（平成25年4月1日施行）に基づき、公開請求者あて情報公開することがある。

13. 問い合わせ先

担当：公益社団法人角田市農業振興公社

電話番号：0224-63-2328、FAX：0224-61-1521

E-mail：kakuda@kakunou.or.jp